

## 集計事項に関する指摘事項について

2019 年全国家計構造調査の集計事項に関して、第 11 回消費統計研究会における指摘事項については、以下のとおり対応することとしたい。

### 1. 4 大都市圏の表章

以下のような結果利用ニーズがあることから、地域区分に「関東大都市圏」、「中京大都市圏」、「近畿大都市圏」及び「北九州・福岡大都市圏」の結果を表章する。表章は、都市階級別(5 区分)・地方別(10 地方)を表章する結果表に含めて行う。

(利用ニーズの例)

地域ごとの人口の変動を勘案した場合、関東、中京、近畿、北九州・福岡等の大都市圏では人口流入が見られることから、その他の人口流出地域と比較した場合の収入・消費・資産の実態を把握することにより、例えば、収入と資産の地域格差の状況を明らかにすることができる。なお、2009 年の全国消費実態調査までは大都市圏の地域区分があるので、過去の結果表との比較分析が可能

### 2. 不詳の取扱い

原則として、2014 年調査までと同様に、不詳は「平均(総数)」にのみ含めることとし、内訳項目としては表章しないこととしたい。この際、不詳を「平均(総数)」にのみ含める旨については、該当する結果表等に注記する。

なお、不詳がどのくらいあるのかについては、結果表から簡単な計算で求められるようにすることで示すこととしたい。

### 3. 上記以外の指摘事項

追加集計に係る指摘事項(単月結果表の集計要望に応えるか等)については、2020 年度中に行う統計表の募集に向け、引き続き検討する。

これ以外の指摘事項(「高齢者夫婦世帯」及び「夫婦高齢者世帯」の表章存続等)については、おおむね指摘どおり対応する(詳細は、資料 2 - 1 の別紙 2 及び別紙 3 に示すとおり)。